

吉富町子ども医療費の支給に関する条例

平成22年3月23日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 吉富町の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第8号）に規定するひとり親家庭等医療費の適用を受けることができる者、吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）に規定する重度障害者医療費の適用を受けることができる者、及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。
- (2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (3) 児童 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。
- (4) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、吉富町の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(対象者)

第3条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 吉富町の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

(子ども医療費の支給額)

第4条 吉富町長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が負担する部分の金額及び保険金、損害賠償金により補填される部分の金額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第3号に掲げる児童にあつては、当該子ども医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに入院以外の場合は1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の時は、当該額。）については支給しない。

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ吉富町長に対し申請をし、子ども医療の受給資格の認定を受けなければ

ならない。

- 2 前項に規定する認定の日は、申請事由の発生の日と申請を行う日が同じ月の場合は申請事由の発生の日とし、申請を行う日が申請事由の発生の日に属する月の翌月以後の場合は、申請を行った日の属する月の初日とする。

(子ども医療証の交付)

第6条 吉富町長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

- 2 吉富町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(子ども医療費の支給対象)

第8条 第4条第1項に規定する子ども医療費の支給の対象となる診療は、第5条第2項に規定する認定の日以後の診療とする。

(支給の方法)

第9条 吉富町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

- 3 吉富町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他吉富町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず受給資格者に対し子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第10条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに吉富町長に届出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 吉富町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 吉富町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 吉富町長は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、第5条の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉富町子ども医療費の支給に関する条例（平成22年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条第1項の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添え、これを吉富町長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 条例第3条第1号に規定する対象者であることを証する書類
- (3) その他吉富町長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の交付は、吉富町長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査したうえ、行うものとする。

2 吉富町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を附して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

第4条 第11条第2号に規定する医療証の有効期限は、当該子どもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

2 受給資格者は、医療証の有効期限が過ぎたときは、当該医療証を、速やかに吉富町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を吉富町長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又はよごした場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに吉富町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション、その他吉富町長の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条の規定により、子ども医療費の支払を吉富町長に請求しようとするときは、請求書を吉富町長に提出しなければならない。

ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども医療費支給申請書を吉富町長に提出しなければならない。

2 吉富町長は、子どもが吉富町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 吉富町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども

医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を附記するものとする。

(届出)

第10条 条例第10条で規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
 - (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
 - (3) 受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が被保険者等でない場合のみ）
 - (4) 子どもの死亡
 - (5) 子どもの被保険者等
 - (6) 子どもの被保険者等に係る保険者
 - (7) その他吉富町長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第10条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを吉富町長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを吉富町長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに吉富町長に届け出なければならない。

(様式)

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳 別記様式第1号
- (2) 子ども医療証 別記様式第2号
- (3) 子ども医療証再交付申請書 別記様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書（医科、歯科用） 別記様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書（調剤用） 別記様式第5号

- (6) 子障親訪問看護療養費請求書 別記様式第6号
- (7) 子ども医療費支給申請書 別記様式第7号
- (8) 子ども医療変更届 別記様式第8号
- (9) 第三者の行為による被害届 別記様式第9号
- (10) 子ども医療費受給資格喪失届 別記様式第10号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 吉富町長は、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前においても、この規則の規定により、受給資格の認定及び受給資格者に対する医療証の交付の手続きをすることができる。

子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳

医療証番号						資格認定 年月日	年 月 日	医療証 有効期限	入院外 入院	年 月 日	年 月 日	
資格喪失年月日	年 月 日					喪失理由	生保受給・障害者医療・ひとり親家庭等医療・転出・その他					
子ども	ふりがな						男・女	住所	吉富町大字			
	氏名	(年 月 日生)										
	個人番号								(. . 変更)			
保護者	氏名						子どもとの続柄	住所				
		(. . 変更)							(. . 変更)			
		(. . 変更)							(. . 変更)			
医療保険	保険別	政・組・日	被保険者証の 氏名記号番号	氏名			記号			番号		
		船・共・国		氏名			記号			番号	(. . 変更)	
	保者	険名			保険者 番号			所在地			付加給付 の有無	有・無
											(. . 変更)	有・無
<p>上記のとおり子ども医療費受給資格認定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>吉富町長 様</p> <p>電話</p> <p>申請者 住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>												

(表面)

㊦ 福岡県・吉富町子ども医療 医 療 証								
有効期間								
負担者番号	8	1	4	0	1	2	5	9
受給者番号								
受給者	住所							
	氏名							性別
	生年月日							
一部自己負担金								
発行機関名及び印	福岡県 吉富町長							
交付年月日								

※この証は福岡県と大分県中津市内以外の保険医療機関等では使用できません。

(裏面)

注意事項	
1 この証は、吉富町の条例により子ども医療費の支給を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。	
2 子どもが保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。また、入院される際には上記の他、限度額認定証も提示してください。 ※限度額認定証…子どもが加入している医療保険者に申請することにより、交付されます。	
3 子どもが吉富町の区域外に転出したとき、又は有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに町長に返してください。	
4 子どもやその保護者の氏名や居住地に変更があったときは、この証を添えて、速やかに町長にその旨を届け出てください。	
5 子どもが加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに町長にその旨を届け出てください。	
6 この証では、交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療養標準負担額の経費は、公費負担されません。	
7 他の公費医療の適用がある場合は、この証は使えないこととなっていますからご了承ください。 (後日、吉富町に払い戻しの申請を行ってください。) ※ただし、一部の他公費医療については使用できる場合があります。	
吉富町役場 健康福祉課 24-1123	

備考 1 印刷色 黒色
 2 地色 ラベンダー色

子ども医療証再交付申請書

年 月 日

吉富町長 様

申請者 住 所
氏 名



下記のとおりですから、子ども医療証を再交付して下さるよう申請します。

子ども医療証の
受給者番号

--	--	--	--	--	--	--

子どもの個人番
号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

子どもの氏名

申請の理由 1 なくした

2 やぶれた

3 よごした

4 その他 ()

1	3	8
医科	歯科	医保

年 月分 子障親医療費請求書

4	0				
---	---	--	--	--	--

様

医療機関
コード

下記のとおり請求する。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

年 月 日



	保険給付割合別		件数	診療 実日数	総点数	子・障・親 医療費給付外の額	一部負担金	備考
	請求	*決定						
⑤ 子 ど も	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						
⑥ 障 害 者	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						
⑨ ひ と り 親	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

4	8
調剤	医保

年 月分 子障親医療費請求書

4	0				
---	---	--	--	--	--

様

薬 局
コ ー ド

下記のとおり請求する。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開 設 者 氏 名

年 月 日

㊦

	保 険 給 付 割 合 別	件数	処方せん の 枚 数	総 点 数	一部負担金	備 考
⑤ 子 ど も	7割	請求				
		*決定				
	8割	請求				
		*決定				
	割	請求				
		*決定				
	保 険 給 付 割 合 別	件数	処方せん の 枚 数	総 点 数	一部負担金	備 考
⑥ 障 害 者	7割	請求				
		*決定				
	8割	請求				
		*決定				
	割	請求				
		*決定				
	保 険 給 付 割 合 別	件数	処方せん の 枚 数	総 点 数	一部負担金	備 考
⑨ ひ と り 親	7割	請求				
		*決定				
	8割	請求				
		*決定				
	割	請求				
		*決定				

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

9	8
訪	医保

年 月分 子障親訪問看護療養費請求書

4	0				
---	---	--	--	--	--

様 訪問看護
ステーションコード

下記のとおり請求する。

年 月 日

訪問看護ステーション
の所在地及び名称
開設者氏名



	保険給付割合別		件数	実日数	総金額	子・障・親訪問看護療養費給付外の額	※金額	備考
	7割	8割						
⑤ 子ども	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						
⑥ 障害者	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						
⑨ ひとり親	7割	請求						
		*決定						
	8割	請求						
		*決定						
	割	請求						
		*決定						

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

別記様式第7号(第11条関係)

<p style="margin: 0;">子ども医療費支給申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">吉富町長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者 住所 氏名 ㊟</p> <p style="margin: 0;">次のとおり、(一部負担金・療養費)を支払いましたので、子ども医療費の支給を申請します。</p>										
子ども医療証の受給者番号								被保険者証等の記号・番号		
子どもの個人番号										
子どもの氏名								世帯主、被保険者等氏名		
傷病名										
	療養期間	年	月	日から	年	月	日まで			
医療機関	所在地 名称									
医療費総額						円	申請額			円
申請理由 (該当する番号を○で囲む)	<p>1 医療保険各法による療養費が支給された</p> <p>2 県外の医療機関等で受診した</p> <p>3 その他()</p>									
(決 裁 欄)										

別記様式第9号(第11条関係)

第三者の行為による被害届

年 月 日

吉富町長 様

届出人 住所
氏名



次のとおり届けます。

被害者	受給者番号		受給資格者名 (電話)		()	
			受給者個人番号			
加害者	住所		氏名		職業	電話
加害者の 使用者	住所		氏名		職業	電話
負傷の日時及び場所 年 月 日午前・午後 時 分頃 場所						
発病の原因 又は負傷時の状況						
疾病又は負傷の程度			治ゆまでの 見込み	入院 通院 診療費総額	日 日 円	
診療を受けた 医師名	当初	住所	氏名	電話		
	転医後	住所	氏名	電話		
自動車事故 の場合	自動車番号		自動車所有者 住所・氏名		電話	
	自動車損害 賠償責任保 険契約社		所在地			
損害賠償に 関する交渉 の経過						

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

吉富町長 様

届出人 住所

氏名

次のとおり受給資格を喪失したので、医療証を添えて届けます。

受給資格喪失の事由	1 転出予定
	2 生活保護受給
	3 死亡
	4 吉富町重度障害者医療費受給
	5 吉富町ひとり親家庭等医療費受給
	6 その他()
受給資格喪失年月日	平成 年 月 日
受給者個人番号	
医療証	受給者番号
	氏 名

吉富町子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準について

(平成 28 年 9 月 30 日設定)

- 1 「その他吉富町長が必要と認める書類」(第 2 条第 1 項第 3 号)については、次のとおりとする。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例第 3 条に規定する保護者及びその配偶者の所得の状況を明らかにする書類